

上田市図書館図書除籍基準

1 目的

この基準は、上田市図書館が所蔵する資料（以下「資料」という。）を有効な利用状態に維持するとともに、資料の更新を円滑に行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 除籍の対象となる資料

除籍の対象となる資料は、次のとおりとする。

(1) 汚損・破損資料

- ア 汚損・破損の程度が著しく、修理不能若しくは修理する価値がないと認めたもの
- イ 汚損が著しく全体が使用できないもの

(2) 不用資料

- ア 出版後の時の経過につれて、内容上、利用上、資料としての価値を失ったもの
- イ 内容が利用されなくなったもの、新版、改訂版の発行、法律の改正、技術の開発、新事実の発見、その他社会事情の変更によって利用価値を失ったもの
- ウ 類書が多数あるもの
- エ 保存期限切れのもの
- オ その他館長が認めたもの

(3) 亡失資料

- ア 紛失、天災・火災等による滅失など現品回収、閲覧が不能によるもの
- イ 長期にわたり返却されず、転居先不明等のため督促状が配達できず、現品回収の見込みがないと判断されたもの
- ウ 特別整理期間（曝書）中等に全資料を点検したが一定年数不明なもの

3 除籍の対象としない資料

次の資料は、原則として除籍の対象としない。

(1) 上田市に関する郷土資料

(2) 各分野の古典、基本図書とされる特殊なもの

4 除籍の手続き

除籍の手続きは、次のとおりとする。

(1) 除籍する資料は、図書館職員が選定した後、館長が決定する。

(2) 除籍する資料は、必要に応じて市内の公共施設その他の公共的団体及び市民に無償で提供することができるものとする。

5 補則 この基準に定めるもののほか資料の除籍に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。